

姫路市（高木地域）デマンド型乗合タクシー運行事業計画案

1 事業名

姫路市（高木地域）デマンド型乗合タクシー運行事業（以下「本事業」という。）

2 事業の背景

姫路市では、社会情勢の変化やまちづくりの方向性に整合した交通体系の構築を目指し、姫路市総合交通計画を策定している。

この計画において、市内の郊外部を主な対象として、徒歩で最寄りの駅やバス停にアクセスすることが難しい地域（以下「公共交通空白・不便地域」という。）に対する市民の移動手段を確保するため、地域特性を考慮した地域公共交通の導入を目指し、本事業を実施する。

3 事業目的

姫路市総合交通計画に基づき、公共交通空白・不便地域の一つである姫路市花田町高木地域における市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、予約方式による乗合タクシーの運行を実施する。

4 事業内容

（1）運行事業者

姫路市内及び隣接市町で運行業務を行う道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の許可を受けた法第9条第1項の一般乗合旅客自動車運送事業者であって、かつ、兵庫県タクシー協会姫路支部から推薦を受けた者を対象として、公募により選定する。

（2）事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、運行事業者に対する補助金に係る令和8年度の予算が成立することを条件とした公募であるため、予算成立の事情により、事業内容を変更することがある。

（3）運行対象地域

利用者が指定する高木地域内の地点と別紙運行計画図で指定された目的地の区間における運行を基本とする。

（4）事業形態

本市と選定された運行事業者で、この計画案に基づく運行事業の協定を締結し、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業について、法第4条第1項の許可を受けて、

運行を行うものとする。

(5) 運行内容

ア 利用対象者

(ア) 花田町高木地域（高木自治会）の住民とする。

(イ) 未就学児だけでの利用はできないこととする。

なお、介助者が必要な方とともに付添される方も1人の乗車人員とみなす。

イ 利用登録

利用者は、乗車前に必要事項（住所、氏名、連絡先等）を登録する手続（以下「事前登録」という。）を行う。事前登録及び予約の受付は、運行事業者が行う。なお、事前登録される利用者の個人情報の管理も運行事業者で行い、漏えい等が無いよう適切に管理する。

ウ 利用方法

(ア) 事前登録を行った利用者は、運行事業者へ直接電話にて予約する。復路の利用も必要な場合は併せて予約する。

(イ) 予約の受付は、利用日の7日前から当日運行開始1時間前までの午前8時から午後4時までの間に行うものとする。ただし、市と受託事業者の協議により、受付時間の延長も可能とする。

エ 運行方法

利用者の事前予約があった場合に運行を行う。

運行事業者は、予約の受付が終了した後、その予約に応じた配車計画及び運行ルートを作成する。また、各利用者におおむねの出発時刻を連絡する。出発時刻の連絡をする際には、予約状況、運行状況、道路状況等により、遅延が発生する旨も併せて伝える。

オ 運行時間・利用料金

運行ルートは、1ルート（城北・野里ルート）とし、具体的な運行時間や利用料金等は、下表を基本とする。

項目	内容
運行ルート	城北・野里ルート
運行曜日	火曜日・金曜日
運行本数	4便／日
運行時間	10：00 発、11：00 発、12：00 発、13：00 発
運行エリア	城北・野里方面
料金	1 人の場合 400 円
	2 人以上の場合 200 円

カ 運行経路等

予約状況を基に、運行事業者が効率的な運行ルートを作成し、利用者の輸送及び乗降を行う。

キ 運行車両

(ア) 運行車両

運行事業者が所有する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する5人未満の乗車定員の車両（例えば、セダン型タクシー（緑ナンバー） 乗客4名）以上を使用する。

※ 有償運送を実施するため、営業車で運行を行う。なお、運行時間帯によっては、予約人数が4人を超えることが想定されるため、対応可能な車両を確保することが望ましい。

(イ) 運行車両台数

予想される配車に対しては、予備車両を含め滞りなく運行できる台数を確保する。

ク 車両表示

車両の両側面にデマンド型乗合タクシーと判別できるようにマグネットシート等に表示する。

(6) 運行管理及び報告

ア 運行管理

運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理する。また、道路運送法、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）その他関係法令及び通知等を遵守し、安全管理を徹底すること。

イ 必要書類の提出

運行事業者は、許認可に係る証書の写し、事業従事者及び運行管理者名簿、車両、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を市（都市局交通計画部地域公共交通課）へ提出すること。その後の内容変更についても同様とすること。

ウ 運行記録等の報告（利用状況、事故、苦情等の処理、要望等）

1週間ごとに運行に関する記録（利用者数、料金、走行距離等）を作成し、翌月の第1週水曜日まで（水曜日が姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の場合は、その翌日まで）に市へ提供する。事故や苦情等が発生した場合、速やかに市へ報告し、対応を協議すること。

エ 実績報告書の提出

本事業の終了後、速やかに実績報告書を提出する。

5 補助対象経費

補助対象経費は、1回の運行につき乗合タクシーの運行にかかる運行経費と利用者か

ら領収した運賃の差額及びその他市長が必要と認める経費とする。

6 特記事項

(1) 事故及び苦情等への対応

本事業において、事故や利用者からの苦情等が発生した場合は、利用者の安全確保や代替車両の手配、各関係機関への連絡など運行事業者の責任において、適切に処理すること。また、事故及び故障等により発生した損害については、原因のいかんに関わらず運行事業者の責任とする。

(2) 資料提供等への協力

市の求めにより、必要に応じて実施状況の報告、運行に関する資料の提供、運行に係る協議会への参加等へ協力するものとする。

(3) 異常気象等災害又は緊急時の対応

異常気象などにより通常の運行に支障を来す場合は、市と別途協議する。ただし、運行中に不測の事態が発生した場合は、運行事業者の判断において対応し、事態収拾後、速やかに市へ報告する。なお、上記の理由により、運休となる場合は、市と運業者が協力して広報を行う。

(4) 個人情報の取扱い

事業上知り得た個人情報やその他の秘密は、第三者に漏らしてはならない。

(5) 委託の禁止

第三者に対し、運行事業の一部又はその全部の実施を委託してはならない。

(6) 関係法令等の遵守

本事業の履行に際し、道路運送法その他関係法令及び通知等を遵守しなければならない。

(7) その他

本運行計画案に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、市と別途協議する。